

第3WG第2回会合開く 日電検、CERI、標準ユーザーが意見

計量制度検討小委員会第3ワーキンググループ(WG)第2回会合が9月28日、東京・霞が関の経済産業省で開かれた。初めの議題は第1回会合の議事録について。異議なく原案通り承認された。経済産業省ウェブサイトに公開される。

安価なお墨付きを望むユーザー

第3WGは計量標準・物質供給のあり方を検討する。今回は計量法に基づく計量標準を供給する機関、関連業界団体に所属する委員から、計量標準、標準物質の現況についてヒアリングした。

日電検、JEMIC(日電検、JEMIC)標準部長山重明委員、(財)化学物質評価研究機構

大別される。前者は計測・計量機器メーカー、校正事業者など、後者は基準や強制をクリアする、またはISO9000シリーズなどの取得を希望する企業・団体である。ものづくりにおいては正確な値が要求されるが、適合性の評価を希望するユーザーは、トレーサビリティの証明書を手に入れることが目的であり、その際には安価であることが望まれている。

校正業務の社会的要請として、測定範囲と品質信頼性、技術・設備能力などが求められている。日電検は国家標準の維持・供給を含め、電気エネルギーの計量に関する

すべての業務を一体化して運営できる独立した検査機関であり、計量行政から見たトータルコストを最小にすることができると結んだ。

標準物質供給の現況
松本委員はCERIが供給する特定標準物質の現況を述べた。特定標準物質は現在I13種類ある。これらは分析機器の校正、環境計測などに使用され、データの信頼性確保につながっている。標準物質におけるJCS供給の現状は、採算等の理由から、担い手である登録事業者がおらず、すべての標準物質が供給されているわけではない。そこで、2003年から04年に行われた知的基盤整備特別委員会「標準物質の供給体制の

あり方に関するWGで、登録事業者がいらない標準物質については、CERIが直接ユーザーに校正を行い、登録事業者が現れたら速やかに既存のルートにより供給するシステムとなった。現行計量法ではISO/IEC17025が用いられるが、標準物質に関わるISOガイド34(JISQ0034)標準物質生産者の能力に関する一般要求事項は登録しない点を挙げ、CERIはISOガイド34を既得、国際整合性に対応した活動を行っていることを強調した。また社会的要望の高い標準物質を開発、供給するとし、自動車の対米輸出に関わる自動車排気ガス測定用標準ガス、一斉分析が可能な分析機器の普及により多くの成分を混合した金属混合

標準液の開発を挙げた。市場の要求に対し、メーカーはJCS事業者としての供給、ISO取得に取り組んでいるが、前者は採算性、ユーザーニーズとの適合性が、後者は企業体力がネックとなっている。計量法見直しに対し、タイメリーなJCS品目の追加、民間の標準物質を公定標準とするスキームの確立、酸・アルカリ、純物質といったJCSでは運用困難な標準物質のトレーサビリティの確保を期待する、とした。また、JIS、日本薬局方、水道法など各種公定法試験の統一、製造禁止品目の標準物質供給体制の確立を訴えた。

資料 2005年度(平成17年度)第1回計量行政審議会配付資料(6)

7月26日開催、経済産業省本館17階第1共用会議室

新しい計量行政の方向 について(参考資料)(2)

WTO・TBT協定

WTO(世界貿易機関)協定の一部を構成する「TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)」は、途上国を含むすべてのWTO加盟国に、以下

の義務を課している。①貿易相手国によって差別的に国内規格を適用してはならない(A国からの輸入品にはa規格、B国からの輸入品にはb規

格といった適用できない) ②国内規格は、国家安全保障上の必要性など正当な理由が無い限り、国際貿易上の不必要な障害をもたらす目的で作られてはならない ③国内規格は、気候上の理由など正当な理由が無い限り、国際規格(※)を基礎として作成しな

ければならない このように、TBT協定は、各国の規制等で用いられる強制規格や任意規格を国際規格に整合化していくことで、規格による不必要な国際貿易上の障害を排除し、公正で円滑な国際貿易の実現を目的としている。

「型式評価国際相互受入れ取決め枠組み(MAA: Mutual Acceptance Arrangement)」とは、法定計量分野における計量機器の型式承認手続きに関して、国際法

定計量機関(OIML: Organisation Internationale de Metrologie Legale) ※加盟各国の型式承認試験機関が測定した試験データを相互に受入れることを可能とするための国際相互承認の手続を定めたもの。MAAへの参加は、各国の型式承認発行機関が、OIMLメンバーによって構成される参加資

格審査委員会による所定の審査を受け、計量器毎の相互信頼宣言書(DoMC)という書面に署名することによって実現。 来年より、非自動はかりとロードセルの2機種を対象として、DoMCへの署名が行われMAAがスタートする予定。20力国程度がこれに参加する予定で、我が国は2機種とも参加を表明。今後、この2機種以外の計量器(例:水道メーター・自動はかり・ガソリンメーター等)にも順次対象が

拡大される予定。 ※OIML「国際法定計量機関を設立する条約」に基づき設立された条約機関。計量器の使用から生ずる技術上及び行政上の課題を国際的に解決するための様々な活動を実施。 同条約は、1955年(昭和30年)10月、パリにおいて22力国の代表により締結、署名され、1958年(昭和33年)2月から正式に発効。日本は、1961年(昭和36年)6月に加盟。

MAAの概要

「型式評価国際相互受入れ取決め枠組み(MAA: Mutual Acceptance Arrangement)」とは、法定計量分野における計量機器の型式承認手続きに関して、国際法

定計量機関(OIML: Organisation Internationale de Metrologie Legale) ※加盟各国の型式承認試験機関が測定した試験データを相互に受入れることを可能とするための国際相互承認の手続を定めたもの。MAAへの参加は、各国の型式承認発行機関が、OIMLメンバーによって構成される参加資

格審査委員会による所定の審査を受け、計量器毎の相互信頼宣言書(DoMC)という書面に署名することによって実現。 来年より、非自動はかりとロードセルの2機種を対象として、DoMCへの署名が行われMAAがスタートする予定。20力国程度がこれに参加する予定で、我が国は2機種とも参加を表明。今後、この2機種以外の計量器(例:水道メーター・自動はかり・ガソリンメーター等)にも順次対象が

拡大される予定。 ※OIML「国際法定計量機関を設立する条約」に基づき設立された条約機関。計量器の使用から生ずる技術上及び行政上の課題を国際的に解決するための様々な活動を実施。 同条約は、1955年(昭和30年)10月、パリにおいて22力国の代表により締結、署名され、1958年(昭和33年)2月から正式に発効。日本は、1961年(昭和36年)6月に加盟。

